

令和9年4月 入学大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請ガイド及び申請書類 (本学所定様式)

愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課

希望者は必ず入学手続期間中に申請手続をしてください。郵送の場合は、入学手続関係書類に同封してください。

今回の申請を行うことにより、**入学料及び授業料の減免申請を同時に行うことができます。**申請後、別途書類が必要になる可能性があります。大学から連絡する場合がありますので、愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課の電話番号(089-927-9169)を携帯電話に登録してください。

日本学生支援機構給付奨学金の申請を高校在学時に行っていない者は、入学後大学が定める期日までに必ず申請してください。

日本学生支援機構給付奨学金予約採用候補者となっている場合、もしくは編入学生で現在、日本学生支援機構給付奨学生であり入学後も引き続き授業料等減免を希望する場合でも、進学後、所定の手続きが必要ですので、失念しないようお願いいたします。

申請方法については愛媛大学ホームページに記載予定です。

1. 申請の対象者

日本学生支援機構給付奨学金の採用候補者・申請中の者・申請予定者(学部生のみ)
進学前の在籍校で、日本学生支援機構の給付奨学生である方(編入学生のみ)
※申請資格等、不明な場合は学生生活支援課にお問い合わせください。

2. 提出書類

提出が必要な書類は、下表の①～④です。(④は該当者のみ)

申請書類①・②は、下表に掲載している本学所定の様式を印刷し、必要事項を記入の上、ご提出ください。

③の結果通知用封筒は、ご自身でご用意ください。

④は高校在学時に日本学生支援機構の予約採用に申し込み、採用候補者となっている方のみ提出してください。

ただし、第IV区分(私立理工農)での採用は本申請の対象外です。

※ご自宅等で印刷することが難しい場合は、学生生活支援課までご相談ください。

提出書類	留意事項
①免除書類提出確認書 (本学所定様式)	3ページの様式をA4でプリントアウトしてください。
②入学料・授業料免除及び 入学料徴収猶予申請書 (本学所定様式)	4ページの様式をA4でプリントアウトしてください。
③結果通知用封筒 (長形3号の封筒)	110円切手を貼り 、宛名に学資負担者の住所・氏名と学生氏名・受験番号を記入してください(市販の封筒をご利用下さい)。
④日本学生支援機構予約採用 候補者決定通知書の写し (予約採用候補者のみ)	手元に届いていない方は、①②③の書類のみ同封してください。

3. 提出期間・場所等

申請書類は、「**所定の入学手続期間内**」に入学手続関係書類に同封して提出してください。内容について詳しくお聞きすることがありますので、家計状況については、よく把握しておいてください。

※入学手続期間以外は一切受付できませんので、期日を厳守してください。

入試種別	学 部	申請書提出先	備 考
学校推薦型選抜 総合型選抜 編入学	全学部	各学部入試係	持参する場合は、学生生活支援課 窓口で受領します。
一般選抜	全学部	入試課	

○入学料徴収猶予期間

申請した者は、**本学が指示するまでは、入学料・授業料を納付しないよう注意してください。**また、許可されなかった者・一部減免許可された者は、本学の指示があり次第、速やかに入学料・授業料を納付してください。

入学料免除又は入学料徴収猶予を申請した者で本学の入学手続完了後に入学を辞退する場合は、直ちに入学料を納付してください。

問い合わせ先 教育学生支援部学生生活支援課

〒790-8577 松山市文京町3番
愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課
TEL. 089-927-9169
mail: syougaku@stu.ehime-u.ac.jp

免除書類提出確認書

【提出書類】

不備がある場合は受付できません。入学料・授業料免除及び徴収猶予を希望する場合は、本紙で提出書類を確認のうえ、必要書類を入学手続書類と併せて提出してください。

また、入学後、4月初旬に学内の所定の会場へ来場し、日本学生支援機構給付奨学金の申請手続きをしてください(詳細は愛媛大学ホームページでご連絡します)。

提出書類	注意事項	チェック欄
1. 免除書類提出確認書(本紙)	提出前に控えとしてコピーを取り、保管してください。	
2. 入学料・授業料免除及び入学料徴収猶予申請書	申請者・学資負担者氏名欄については自署してください。	
3. 結果通知用封筒(長形3号の封筒)	110円切手を貼り、宛名に学資負担者の住所・氏名と学生氏名・受験番号を記入してください。	
4. 日本学生支援機構予約採用候補者決定通知書の写し (予約採用候補者のみ)	届いていない方は、その他の書類(1.2.3)のみ同封してください。現在給付奨学生(編入生)は奨学生証の写しを同封してください。	

(注意事項)

※提出前に「チェック欄」にチェックをいれ、書類が揃っているかどうか確認し、提出してください。

※入学手続期間中に入学手続書類に同封し、提出してください。

※免除書類提出後に、給付奨学金の申請予定がなくなった場合は、必ず学生生活支援課まで連絡してください。

受験番号	氏名
連絡先	メールアドレス

重要

(受験番号

入学料・授業料免除及び入学料徴収猶予申請書

) (学部) 氏名 ()

記入日：令和 年 月 日

愛媛大学長 様

申請者氏名(自署)	学資負担者氏名(自署)

私は愛媛大学に入学するにあたり、「大学等における修学の支援に関する法律」による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

なお、所定の期限までに申請書を提出しない場合や給付奨学生として採用にならなかった場合には、未納の入学料について必ず納付いたします。

1. 入学料免除等申請区分(いずれか一つに☑ チェックを入れてください。)

- ☐ 免除申請 (注：免除申請をした場合、結果通知の際にお知らせする支払期限まで入学料の支払が猶予されます。) ⇒ 2. 3. へ進む
- ☐ 徴収猶予のみ申請 (注：免除申請を希望しない方) ⇒ 4. へ進む

2. 上記1で「免除申請」に☑ チェックを入れた場合は、下記の入学料免除申請資格から当てはまるものを選択し、入学後、4月初旬に学内の所定の会場へ来場のうえ、必ず日本学生支援機構給付奨学金の申請手続きをしてください。

- ☐ 高校で予約採用に申請し、給付奨学金採用候補者となっている。
 - ☐ 大学進学後の4月に日本学生支援機構給付奨学金の在学採用に申請予定。
 - ☐ 編入学生で現在、給付奨学生であり入学後も引き続き継続を希望する。
- 【 】 ←現在の支援区分を記入してください。

- ・ 免除対象者は給付奨学金に申込み、支援区分Ⅰ～Ⅳ、多子世帯のいずれかに採用された方です(第Ⅳ区分私立理工農での採用は対象外)。支援区分に応じて免除額が決定します。
- ・ 高校で予約採用に申請し、給付奨学金採用候補者となっている方は、予約採用候補者決定通知書のコピーを入学手続き書類に同封してください。
- ・ 日本学生支援機構給付奨学生に採用されなければ、入学料の減免を受けることはできません。
- ・ 過去に本制度による入学料の減免を受けた方は、入学料免除申請の対象となりません。

3. 授業料等減免を希望する認定事由(該当事由に☑ チェックを入れてください。)

- ☐ 低所得者世帯としての支援(支援区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)
 - ☐ 多子世帯としての支援(生計維持者が扶養する子どもが3人以上)
- ※両方の認定事由に該当する場合は、いずれも☑ チェックを入れてください。

4. 上記1.で徴収猶予申請に☑ チェックを入れた場合は、愛媛大学ホームページより「入学料徴収猶予申請書」をダウンロードし、入学手続き書類に同封してください。

■掲載場所

愛媛大学ホームページ(<https://www.ehime-u.ac.jp/>) → 「大学生活」 → 「授業料・奨学金・入学料」 → 「入学料免除および授業料免除等」 → 「入学料徴収猶予および授業料徴収猶予制度」 → 「令和9年4月入学 入学料徴収猶予申請ガイドと申請書類」